

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十三号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は医療型児童発達支援」を削る。

第十条第一号中「医療型児童発達支援及び」を削る。

第十四条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第二十一条第一項中「費用」の下に「（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。